



2022年5月13日

各 位

会社名 株式会社 極 洋
代表者名 代表取締役社長 井上 誠
(コード番号：1301、東証プライム市場)
問合せ先 取締役経営管理部長 檜垣 仁志
(TEL. 03-5545-0703)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第99回定時株主総会に定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月24日(予定)

以上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="204 344 778 421"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="188 443 778 757">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="437 873 529 900">(新 設)</p> <p data-bbox="437 1303 529 1330">(新 設)</p>	<p data-bbox="1043 443 1136 470">(削 除)</p> <p data-bbox="820 824 1027 851"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 873 1372 994">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="861 1016 1372 1236">2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="820 1303 900 1330"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="813 1352 1372 1523">1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="813 1545 1372 1765">2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="813 1787 1372 1908">3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>